（公財）アイワ文化福祉財団社会福祉助成事業「応募要項」

1. 助成対象

静岡県内で児童福祉を目的とした、児童関係の養護施設に入居する児童、一人親・里親・貧困家庭の児童などを対象とした支援事業、支援活動、支援プロジェクト等を実施する団体に対して助成金を支給します。

1. 助成金額及びその使途

１団体５０万円を限度とし、助成金の使途は、申請事業・活動に係る経費のみとします。

1. 助成対象の活動期間

助成する年度の4月から3月までに終了する事業とします。

1. 申請書類
	1. 助成申請書
	2. 予算書、事業計画書等の資料
2. 応募期間・方法

令和　6　年　10　月　10　日から令和　6　年　12　月　10　日

郵送による必着とします。

６．助成の決定と通知

　　本財団の審査委員会が選考基準に基づいて審査し、助成対象先及び助成内容を決定し、採否の結果は、決定次第申込者宛に文書にて通知します。

1. 助成条件
	1. 助成申請事業を中止し、または内容を変更しようとする場合、もしくは申請事業の遂行が困難になった場合は、速やかに連絡し、指示を受けてください。
	2. 交付条件に違反した場合もしくは助成申請事業の執行が不適当と認められる場合は、助成金の全部または一部を取り消し、返還を命じることがあります。
	3. 助成金の交付については、その団体名を県民に広報いたします。
2. 報告義務

当該事業年度終了後１か月以内に、助成による効果と助成金使途明細、決算書等の報告書を提出して下さい。